

# 労働者派遣法 主な改正の経緯

参議院厚生労働委員会調査室  
平成22年6月21日

改正年	主な改正内容
<p>昭和60年 (1985年) 法律制定</p>	<p><b>労働者派遣法制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初適用対象業務は、常用代替のおそれの少ない、専門的知識等を必要とする業務等の13業務（施行後直ちに3業務追加し、16業務に拡大）             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 制定以前は、職業安定法により労働者派遣事業は労働者供給事業として禁止</li> </ul> </li> </ul> <p><u>13業務</u> ①ソフトウェア開発、②事務用機器操作、③通訳、翻訳、速記、④秘書、⑤ファイリング⑥調査、⑦財務処理、⑧取引文書作成、⑨デモンストレーション、⑩添乗、⑪建築物清掃⑫建築設備運転、点検、整備、⑬案内・受付、 駐車場管理等</p> <p><u>追加3業務</u> 機械設計、放送機器等操作、放送番組等演出</p>
<p>平成8年 (1996年) 法律改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無許可事業主からの派遣受入等に対する派遣先への勧告・公表の制度化</li> <li>○ 適用対象業務を16業務から26業務に拡大（政令）</li> </ul> <p><u>26業務</u> ①ソフトウェア開発の業務、②機械設計の業務、③放送機器等操作の業務、④放送番組等演出の業務、⑤事務用機器操作の業務、⑥通訳、翻訳、速記の業務、⑦秘書の業務、⑧ファイリングの業務、⑨調査の業務、⑩財務処理の業務、⑪取引文書作成の業務、⑫デモンストレーションの業務、⑬添乗の業務、⑭建築物清掃の業務、⑮建築設備運転、点検、整備の業務、⑯案内・受付、駐車場管理等の業務、⑰研究開発の業務、⑱事業の実施体制の企画、立案の業務、⑲書籍等の制作・編集の業務、⑳広告デザインの業務、㉑インテリアコーディネータの業務、㉒アナウンサーの業務、㉓OAインストラクションの業務、㉔テレマーケティングの営業の業務、㉕セールスエンジニアの営業、金融商品の営業の業務、㉖放送番組等における大道具・小道具の業務</p>
<p>平成11年 (1999年) 法律改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適用対象業務を原則自由化（禁止業務を限定列挙（ネガティブリスト化）） ※派遣受入期間を1年に制限（政令26業務以外の業務）</li> <li>○ 派遣労働者の直接雇用の努力義務の創設</li> </ul> <p><u>禁止業務</u> ①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④政令で禁止する業務（医療関連業務）、⑤物の製造業務</p> <p>その他「業務取扱要領」において、禁止とされている業務 ⑥人事労務管理関係業務のうち派遣先の団体交渉、労働基準法上の労使協定の締結などのための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務（労働者派遣を行わない旨が許可の条件となっている） ⑦弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の業務（各法の性質より）</p>
<p>平成15年 (2003年) 法律改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 派遣受入期間を1年から最大3年まで延長（政令26業務以外の業務）</li> <li>○ 政令26業務の派遣期間3年制限を撤廃</li> <li>○ 雇用契約申込義務の創設</li> <li>○ 物の製造業務への労働者派遣の解禁 ※平成16年3月1日より解禁され、改正法附則第5項により当初1年間とされていた派遣可能期間は、同項に基づき平成19年3月1日より、最長3年間に延長された。</li> <li>○ 紹介予定派遣の事前面接解禁等</li> </ul>
<p>施行令及び 施行規則改正</p>	<p>医療分野における派遣対象の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①、②以外の業務について派遣の対象とする ※当該改正により、社会福祉施設等（身体障害者療養施設、特別養護老人ホーム等）における派遣が可能となった。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①病院、診療所、介護老人保健施設における業務</li> <li>②往診・訪問看護に関する業務</li> </ul> </li> <li>○ 病院等における医業等の医療関連業務について、紹介予定派遣の場合は派遣が可能</li> </ul>

注) 医療関連業務については、平成18年4月、政令改正により、産前産後休業、育児休業又は介護休業中の医療関係労働者の業務を代替する場合及びへき地にある病院等の医業を行う場合に、派遣を可能とした。さらに、平成19年12月、緊急医師確保対策に基づく医師不足地域に対する医師派遣システムについて、地域医療の確保のため都道府県が必要と認めた病院等の医業を行う場合に、派遣を可能とした。

資料出所：厚生労働省の資料を基に当調査室作成